

休眠預金等のお取り扱いについて

平素は当金庫をご愛顧いただき、まことにありがとうございます。

平成30年（2018年）1月1日から施行される「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづき、お客様からお預かりしている長期間異動がない預金（以下、「休眠預金等」といいます。）につきましては、平成31年（2019年）以降毎年一定の期日に、預金保険機構へ納付させていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、休眠預金等活用法にもとづき、預金保険機構に納付された預金等につきましては、お客様の申出により払戻しをさせていただくこととしております。

<休眠預金等の定義>

1. 休眠預金等とは 休眠預金等活用法第2条第6項に規定する預金等であって、当該預金等に係る最終異動日等から10年を経過した預金等を行います。
2. 最終異動日等とは 休眠預金等活用法第2条第5項各号に規定する日のうち最も遅い日です。
3. 異動とは
当金庫における異動とは、以下の事由を行います。
 - (1) 法定の異動事由
お引出し、お預入れ、お振込の受入れ、振込による払出し、口座振替等による預金等に係る預金額の異動等、休眠預金等活用法第2条第4項第1号に規定する事由。
 - (2) 休眠預金等活用法第2条第4項第2号にもとづき、当金庫が行政庁から認可を受けたもの。
なお、預金種類ごとの認可事由は、「別表」のとおりです。



「別 表」

休眠預金活用法における当金庫が行政庁から認可を受けた 預金種類ごとの異動事由について

預金等の種類	認可を受けた事由
・ 普通預金	下記①、②、③、⑤、⑦、⑧に掲げる事由 ※①は証書を除く
・ 貯蓄預金	下記①、③に掲げる事由 ※①は証書を除く
・ 納税準備預金	下記①に掲げる事由 ※①は証書を除く
・ 通知預金	下記①、④に掲げる事由 ※①は通帳を除く
・ 定期預金 ・ 自由金利型定期預金M型 ・ 自由金利型定期預金（大口定期預金） ・ 期日指定定期預金 ・ 変動金利定期預金	下記①、⑥、⑦、⑧に掲げる事由
・ 定期積金	下記①、⑦、⑧に掲げる事由 ※①は通帳及び繰越を除く
・ 全預金共通	下記⑨に掲げる事由

- ① 預金者等の申出による預金通帳又は積金証書の発行、再発行、記帳（記帳する取引のない場合を除く）もしくは繰越
- ② 預金者等の申出による小口自動融資の終了
- ③ キャッシュカードの再発行
- ④ 解約予定日設定、変更
- ⑤ カードローンの終了
- ⑥ 定期方式の変更（証書と通帳の相互間の切替）
- ⑦ 定期性総合口座通帳の新約および担保定期預金の新約
- ⑧ 定期性預金を定期性総合口座担保に組入れ、または組入れ解除
- ⑨ 預金者等の申出による口座単位の注意コード（盗難・紛失等）の設定・解除

以 上